

## 地 域 再 生 計 画

### 1 地域再生計画の名称

「りんごの里」清らかで暮らしやすい地域環境再生計画

### 2 地域再生計画の作成主体の名称

青森県北津軽郡板柳町

### 3 地域再生計画の区域

青森県北津軽郡板柳町の全域

### 4 地域再生計画の目標

板柳町は、青森県津軽平野のほぼ中央部に位置し、周囲は3市2町に隣接し、西には一級河川の岩木川、東には十川が流れている。岩木川は、青森・秋田県境の世界遺産である白神山地にその源を発し、沖積地には肥沃な耕地が展開している。

町の面積は、41.81㎢で、そのうち水田は16.21㎢、畑は15.11㎢を有し、農地が全体の約75%を占めている。また、林野が無くほとんどが平地で、リンゴと米の農業生産を中心とした人口15,515人の田園都市を形成している。

当町は、「りんごの生産における安全性の確保と生産者情報の管理によるりんごの普及促進を図る条例」（以下「りんごまるかじり条例」）に基づき、生産者自らがりんご栽培についての生産者情報を販売先へ提供し、安全安心な農作物の生産に努めている。また、全国でもユニークな“りんご”をテーマにした学習と観光の交流施設として「ふるさとセンター」を開設しており、その効果として地域雇用の創出、商品開発販売等が挙げられ、リンゴに関わりの深い地域の特色を生かした地域産業の拠点として存在するまでになっている。

近年、当町では都市化が進み、生活様式の変化から農業用排水路や河川などの水質汚濁に加え、雨水流出量の増加を招くなど、地域の生活環境や農産物の生産に悪影響を及ぼしかねない状況となっている。このような状況に対処するため、公共用水域の水質汚濁防止、生活環境の保全並びに雨水排除による生活環境の再生が急務である。

このため当町では、平成2年度から污水及び雨水処理施設の整備を進めている。平成9年度には岩木川流域関連公共下水道の供用をはじめ、平成14年度からは農業集落排水資源循環統合補助事業に着手し、平成18年4月には2地区、平成21年4月には1地区がそれぞれ供用開始している。

また、平成14年度からは浄化槽整備事業も導入しており、污水処理施設の一體的な整備による環境改善に取り組んでいる。

今後もこれらの事業をベースに河川等の水質向上、水辺空間をはじめとした豊かな自然環境を保全するとともに、農業用水の水質を向上させることで、安心安全な農作物の生産につなげるなど、町の基幹産業である農業の振興に寄与する。

以上の取り組みにより、水と土を守り育む、清らかで暮らしやすい地域環境づ

くりを実現させる。

【目標】 汚水処理人口普及率の向上

現状：平成 22 年度末 79.0%

目標：平成 25 年度末 85.9%

平成 18 年に認定を受けた地域再生計画に基づき、汚水処理施設の整備を進めた結果、汚水処理人口普及率は、当時 59.5%から計画最終の平成 22 年では 79.0%になる見通しである。今後も整備促進を図り、汚水処理人口普及率を向上させ、地域環境の再生に繋げていく。

## 5 目標を達成するために行う事業

### 5-1 全体の概要

これまで計画的に汚水処理施設の整備を進めてきたが、未だに地域環境再生が実現されていない地区が存在することから、さらに整備促進する必要がある。

このため、汚水処理施設整備交付金を活用し、生活環境の向上とともに、河川等の水質保全のため、公共下水道、農業集落排水施設及び浄化槽（個人設置型）を一体とした汚水処理施設の整備と処理区域の拡大並びに水洗化の普及促進を図る。

公共下水道においては、計画的に認可区域の拡大を進め、市街地区域と畑岡地区の整備促進を図る。

農業集落排水施設においては、板柳中央 2 期地区の整備促進を図る。

浄化槽においては、上記事業地区外を整備することにより、汚水処理人口普及率と住居環境の向上を図り、地域住民が安心して快適に暮らせる生活環境づくりを実現させる。

### 5-2 法第 5 章の特別の措置を適用して行う事業

#### 汚水処理施設整備交付金を活用する事業

対象となる事業は、以下のとおり事業開始に係る手続等を了している。なお、整備箇所等については、別添の整備箇所を示した図面による。

- ・公共下水道・・・板柳第 1 処理分区は平成 19 年 3 月に、板柳第 4 処理分区は平成 20 年 5 月にそれぞれ事業認可を受けている。
- ・農業集落排水・・・平成 22 年 4 月に、事業採択の通知を国より受けている。

#### [事業主体]

- ・板柳町

#### [施設の種類]

- ・公共下水道、農業集落排水施設、浄化槽（個人設置型）

[事業区域]

- ・ 公共下水道 板柳第1処理分区（三千石地区）  
板柳第4処理分区（横沢・太田・長野地区）
- ・ 農業集落排水施設 板柳町板柳中央2期地区
- ・ 浄化槽（個人設置型） 板柳町全域  
（公共下水道及び農業集落排水地区を除く。）

[事業期間]

- ・ 公共下水道 平成23年度～平成24年度
- ・ 農業集落排水施設 平成23年度～平成25年度
- ・ 浄化槽（個人設置型） 平成23年度～平成25年度

[整備量]

- ・ 公共下水道 管 路 L=2,400m  
φ150～200  
処理人口 225人
- ・ 農業集落排水施設 管 路 L=6,330m  
φ150～200  
処理人口 1,052人
- ・ 浄化槽（個人設置型） 設 置 数 30基  
処理人口 90人

[事業費]

- ・ 公共下水道 事業費 310,000千円（うち、交付金155,000千円）
- ・ 農業集落排水施設 事業費 649,200千円（うち、交付金324,600千円）
- ・ 浄化槽（個人設置型） 事業費 8,934千円（うち、交付金 2,978千円）
- 合 計 事業費 968,134千円（うち、交付金482,578千円）

5-3 その他の事業

- ・ 雨水幹線の整備 [事業主体：板柳町]  
市街地の雨水の速やかな排除と浸水の防除を目的とした整備を行う。
- ・ 「りんごまるかじり条例」の推進 [事業主体：板柳町]  
トレーサビリティシステムの導入により、厳しい品質管理が行われ、安心安全な農産物の生産に努めてきた。今後さらなる“板柳ブランド”確立のため、本システムを強力に推進する。
- ・ 環境保全型農業の推進 [事業主体：板柳町]  
モデル事業として民間業者に委託し、稲わらやりんご剪定枝などの農業廃棄物

を堆肥化し農地還元するなど、環境保全型農業を推進する。

6 計画期間

平成 23 年度から平成 25 年度まで

7 目標の達成状況に係る評価に関する事項

本計画の目標を達成するため、事業期間中及び計画終了時において調査をし、必要に応じて事業内容の見直しを行うために町・関係機関等で、本計画の評価・検討を行う。

8 地域再生計画の実施に関し当該地方公共団体が必要と認める事項

汚水処理施設整備計画については、最新のデータに基づいて施設計画を再検討したものであり、既存の「青森県汚水処理施設整備構想（平成 16 年 3 月策定）」（都道府県構想）に掲載された計画と異なる計画としたため、平成 24 年に予定している都道府県構想の見直し時に反映することとする。